

株式会社インターネットプライバシー研究所

ISMAP登録支援コンサルティング

証跡・ルール・運用の
“抜け”を埋める伴走支援

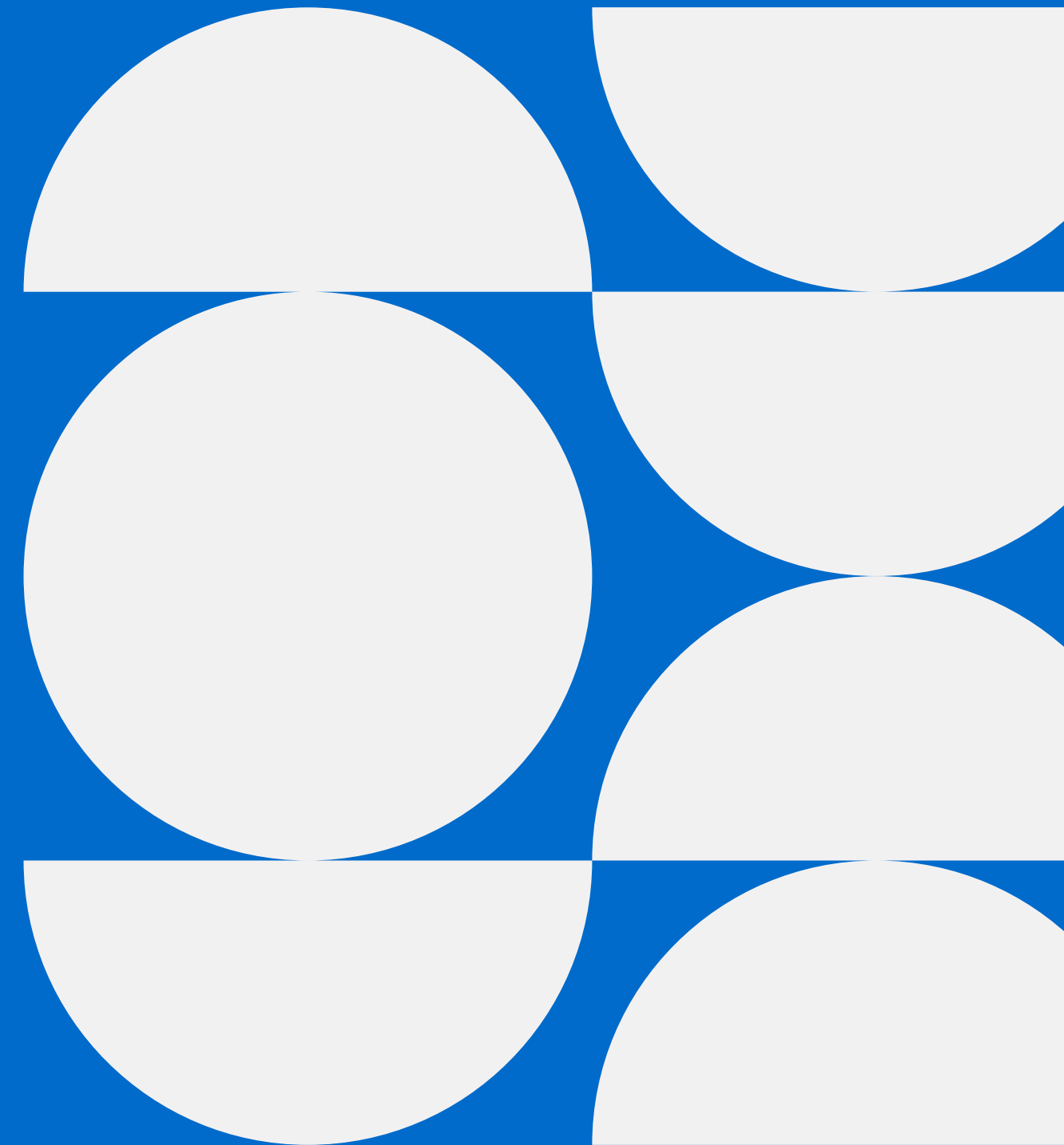
READY FOR
ISMAP

ISMAPとは？

Information system Security Management and Assessment Program

政府情報システムのためのセキュリティ評価制度。
クラウドサービスの統一的なセキュリティ基準を満たしたサービスは
「ISMAPクラウドサービスリスト」に登録されます。
政府機関はリストに登録されたサービスから原則調達をします。

▶ ISMAP制度の詳細は[資料後半](#)をご確認ください



ISMAPの登録申請はなぜ難しいのか

管理基準が約1,200項目

要求の読み解きが難解

全要求事項に対して証跡(エビデンス)が必要

証跡の整備や運用ルールの準備に膨大な手間

監査法人とのやり取りに専門的な対応が求められる

書類を揃えればいい、では済まない制度

弊社の強み

1

技術と制度をつなぐ

ISMAPの要求事項だけでなく、実際のクラウド構成や運用との対応関係を具体的に把握し、技術と制度の橋渡しができる支援を提供

2

制度初期からの支援実績

制度開始初期の2021年からISMAP支援に着手。登録実績とともに、審査傾向やよくあるつまずきポイントにも精通しています

3

柔軟かつ並走型の支援

フル支援も、ポイントだけの相談も柔軟に対応。会議回数に制限なく、社内メンバーの一員のように並走するスタイルが好評です

フルサポートプラン

GAP分析

現状の運用状況と、ISMAP要求事項のGAPを分析し、今後の対応方針の検討をご支援します。

運用構築

ISMAPの要求事項に対する証跡準備、それに伴う規程・運用の変更をご支援します。

予備調査

予備調査における監査機関とのやりとり、証跡準備をご支援します。

本監査

本監査における監査機関とのやりとり、証跡準備をご支援します。

登録申請

言明書作成およびIPAからの問い合わせ対応をご支援します。

2,500万円～

フルサポートプランでは、弊社側で対応可能な部分はすべて実作業を含めて対応するプランです。

アドバイザープラン

要求事項説明

ISMAP管理基準の要求内容・必要証跡等の内容をご説明します。

アドバイザー

ISMAP登録対応全般に関する不明点等について回答いたします。

（メール等のコミュニケーションツールや必要に応じてミーティングを実施します）

1,000万円～

ワークシートの記載等の作業は原則貴社のご対応となります。なお、簡単な修正であれば対応可能ですのでご相談ください。

ISMAP登録支援（フルサポート） スケジュール

GAP分析 運用構築

約3ヶ月

週2回ほどの定例会議を設け、御社のシステムや状況を確認します。課題を特定し、課題対応を進めるほか、予備調査に向けて証跡の準備やプロセスの整備、規程・様式の整備をします。

予備調査 (運用構築も継続)

約9ヶ月

貴社と監査法人との定例会議に同席します。また、貴社と弊社の定例会議も引き続き実施します。監査法人への資料提示をするための準備や、指摘への対応を行います。
運用構築は予備調査と並行して対応します。

本監査

約6ヶ月

貴社と監査法人との定例会議に同席します。また、貴社と弊社の定例会議も引き続き実施します。
監査法人対応を支援します。

登録申請

約6ヶ月

必要なタイミングで随時会議を実施します。
I申請書類の整備やIPAからの質問対応をご支援します。

会社概要

1999年に個人情報保護専門のコンサルティング会社として設立されました。

現在は、情報セキュリティとプライバシー分野を総合的にサポートするコンサルティング事業を主軸としています。



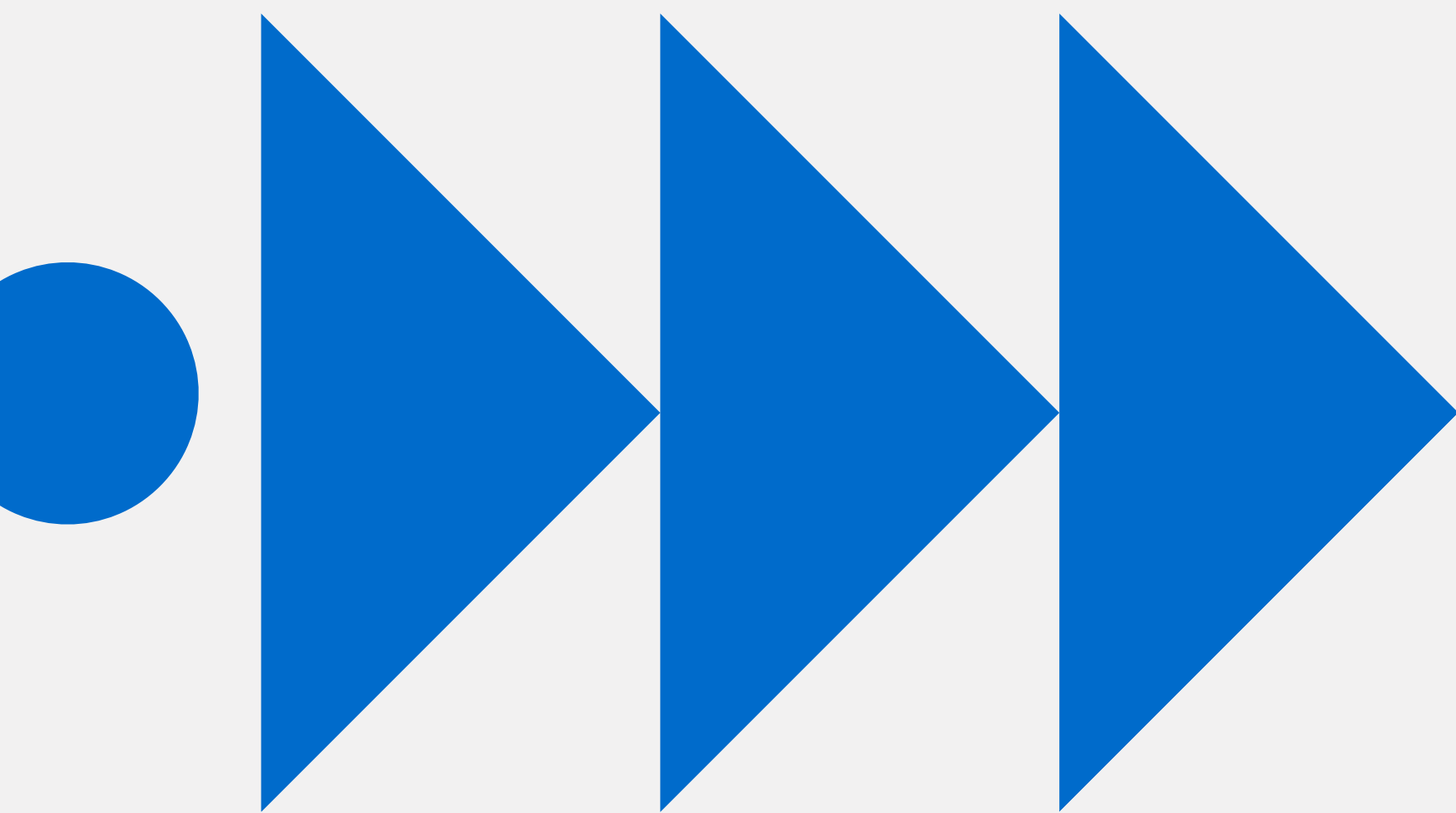
会社名	株式会社インターネットプライバシー研究所
設立	1999年12月
代表者	山手 義経
所在地	〒101-0047 東京都千代田区内神田1-5-4 ミヤコビル7F
従業員数	20名（コンサルタント17名）
資本金	5,000万円

ISMAP登録支援コンサルティングの詳細や
お見積りのご依頼はこちらから
お問い合わせください

問い合わせる



ISMAP-LIUのご支援も対応可能です



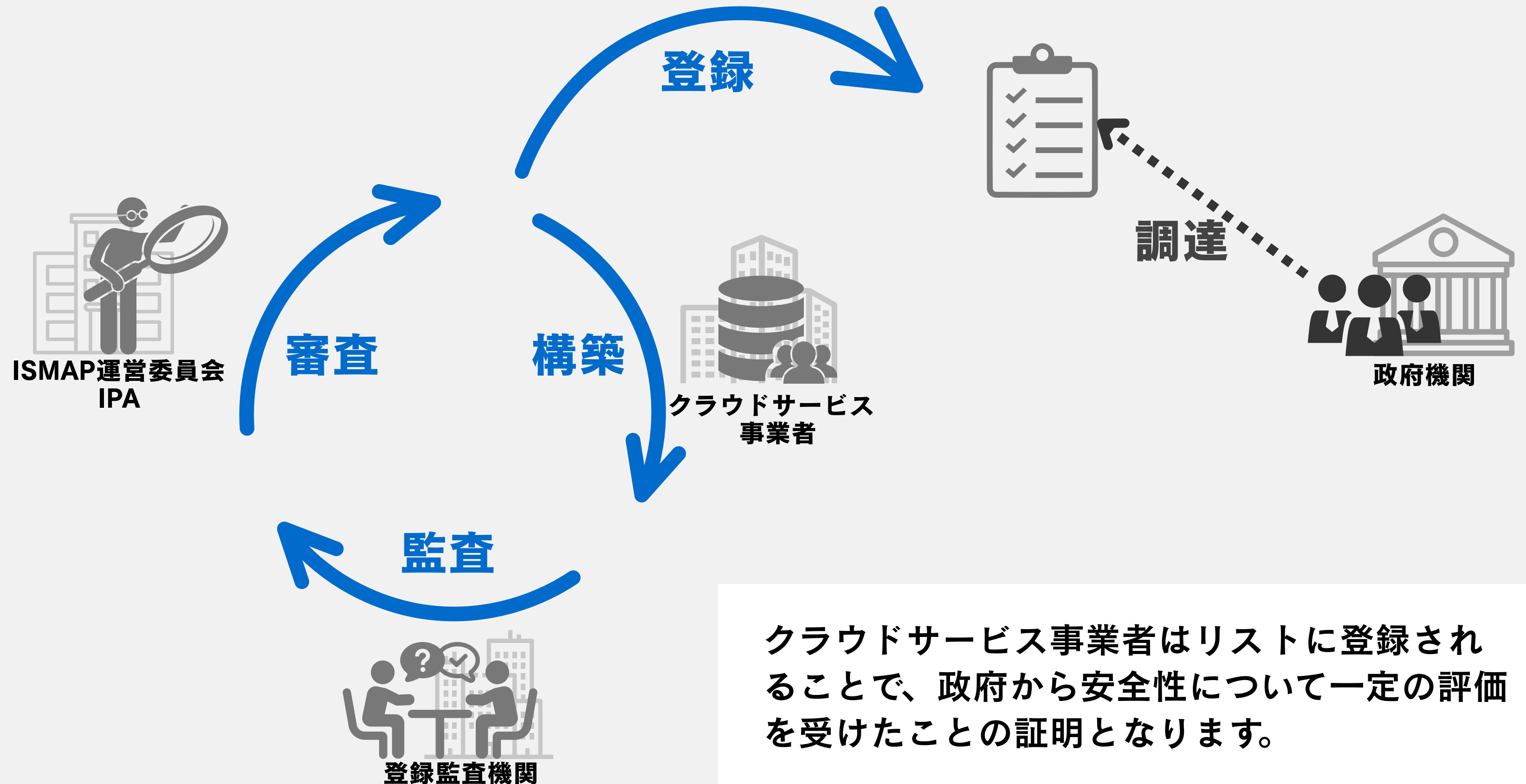
01 制度の全体像

02 ISMAP管理基準

03 監査制度について

ISMAP制度の概要

制度の全体図



ISMAP管理基準

ISMAP管理基準に基づいて、クラウドサービスの管理体制を整備・構築します。

ISO27001やISO27014の
ISO27000シリーズ
政府統一基準、
NIST SP800-53
を取り込んで作成されている

1

ガバナンス基準

経営陣が、セキュリティに関する方針策定や指示・監督を継続的に実施していることが求められる。

2

マネジメント基準

組織として情報セキュリティマネジメントのルールを定め、継続的に運用・改善していることが求められる。

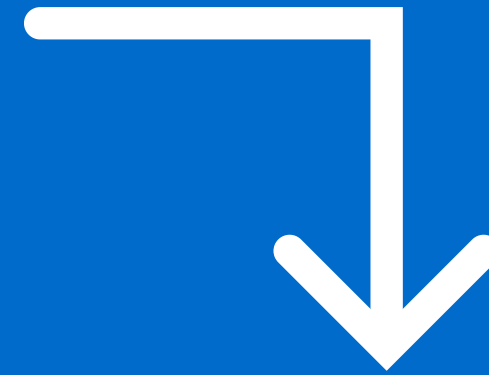
3

管理策基準

現場での実際のセキュリティ対策（アクセス管理・監視など）を適切に実施していることが求められる。

監査

- ISMAP監査機関リストに登録された監査法人が実施
- 標準監査手続に基づいた監査
 - 証跡やサンプルの提出



審査

- ISMAP運営委員会が登録申請書や言明書、実施結果報告書（監査報告書）に対して技術的審査を実施
- 追加の情報提供を求められることも

更新のため、毎年監査・審査を受ける必要があります。

ISMAP登録支援コンサルティングの詳細や
お見積りのご依頼はこちらから
お問い合わせください

問い合わせる



ISMAP-LIUのご支援も対応可能です